

平成 24 年度 予算編成要綱

武蔵野市

I 予算編成方針

本年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方から関東地方にかけて、かつてない甚大な被害をもたらすとともに、低迷していた日本経済に深い打撃を与えた。これに対して国は、今年度第三次補正予算に臨み、総額概ね12兆円の歳出を追加し、震災復興を目指しているものの、いまだ本格的な復興への道筋は示されていない。また、震災は、放射能漏れによる健康不安、電力エネルギー不足や帰宅困難者対策など新たな課題を浮き彫りにした。

こうした中、内閣府の10月の月例経済報告によると、「景気は東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、引き続き持ち直しているものの、そのテンポは緩やかになっている」とし、基調判断を震災発生直後の今年4月以来、半年ぶりに下方修正した。また、日本銀行も欧州の財政危機やアメリカ経済の減速から今年度の経済成長率の見込みを下方修正する方向であるとしており、日本の景気回復のペースが当初予想より鈍化すると見込んでいる状況である。

一方、東京都は、「都税収入が平成21年度決算で前年度実績を1兆円下回り、平成22年度決算でも更に減少するなど依然として厳しい環境に直面している」としている中で、平成24年度予算を「直面する難局に対応するとともに、大震災を乗り越えて将来をしっかりと見据えた施策を果敢に進めていく」予算と積極的に位置づけている。

本市の財政は、市税が歳入の6割に達し、財源の根幹をなしているが、国の税制改正と景気動向による影響を受けやすく、平成19年度では三位一体改革に伴う税源移譲により市民税が7億9,000万円もの減収となった。こうした中で、国は財源不足を補うため、消費税や所得税などの基幹税の増税を視野に入れているほか、国会にて法人税減税などが審議されており、こうした税制改正の動向によっては、市財政に大きな影響を及ぼすと想定される。また、欧州の通貨危機と円高による景気の更なる落ち込みが懸念されており、平成24年度の歳入をめぐる環境はさらに厳しいものになると見込まれる。

さらに、普通交付税の不交付団体である本市は、国の政策による事務の移譲などに伴う交付税措置についても財源措置がなされない。こうした市町村への権限移譲のほか、地方財源の充実確保のための地方税体系の構築や子ども手当に代わる新たな手当の地方負担分について、市町村財政への影響はいまだ不透明であり、今後も十分な注視が必要である。

都においては、市区町村に対する補助事業の廃止や統合・再構築による新たな包括補助制度の創設等が続いており、施策の見直しが一層すすめられる状況から、こうした動きに対しても適切な対応が必要である。

平成24年度は、現在策定中の第五期長期計画の初年度であり、この計画を見据えたうえで、各事業の歳出予算を組み立てていくとともに、大震災により新たに生じた課題にも果敢に取り組み、解決のための施策を進めていかなければならない。

こうした厳しい状況を全職員が認識し、第五期長期計画の優先施策や多くの課題の解決に向けて、計画事業の着実な実行が求められており、来年度予算の編成にあたっては、限られた財源を計画的、効率的に充当するため、既存事業のスクラップアンドビルドをすすめ、事業の選択や見直しを一段と強化しなければならない。

このことから、各部課では従来の枠組みにとらわれることなく、役割を終えた既存事業

の廃止、コストや事業効果の点検、事務事業の抜本的再検討、補助金の見直しを積極的に行うものとする。

以上のような財政状況を踏まえ、平成24年度予算編成についても、昨年同様に枠配分方式を行い、かつ、枠配分額についても平成23年度と同様、1%減として試行する。これは、厳しい財政状況の中で、新規事業・拡充事業の経常経費化が進んでいることへの対応であり、経常収支比率の動向によっては来年度以降、更に厳しい抑制策を実施せざるをえない状況である。

なお、枠配分の内容は下記のとおりとし、各事項に留意して作成するものとする。

記

- 1 枠配分額は、部（室及び局を含む。以下同じ。）を単位として提示する。

24年度の枠配分額は、23年度の経常経費（22年度の概算要求事項でそれ以後経常経費になっているものを含む。）を基礎とし、24年度に減少が明らかな経費を減額した額から、1%を減額して算出した額とする。

但し、予算概算要求で「新規・レベルアップ」「改修・修繕」の案件を要求していない課もしくは要求したが採択されなかった課、または採択された案件が、周年事業、保全のみの課については減額しないこととする。査定結果「A」事業（予算概算要求に対する予算措置が不要と判断される事業。あるいは、枠配分予算内で調整すべき事業）については、枠配分額の範囲内で要求できることとする。

前年度からの持越し分のある部はそれを加える。

予算要求額は、この予算編成要綱を遵守したうえで、枠配分額の範囲内に収めることとする。

- 2 予算要求にあたっては、すべての事務事業の必要性、緊急性、事業効果、公費により負担すべき割合等を検討・再評価のうえ、事業の継続・廃止も含めた効率的な事業のあり方を部全体で検討し、最小限の経費で見積りを行うこと。特に、相当期間を経過した事務事業はサンセット方式により、その目的、意義、効果等を点検し見直すこと。

また、事業予算を増額しない場合でも、都補助金等の特定財源の削減により一般財源が増となることがあるので、その際は事業予算の削減に努めること。

Ⅱ 枠配分方式について

1 概要

(1) 背景

- ・ 景気の低迷、減税等による厳しい収入見通し
- ・ 新規事業、拡充事業による経常経費の増大

(2) 目的

- ・ 各部の重点施策への柔軟な予算配分
- ・ 事務事業の見直しの促進
- ・ 部内の連携、活性化、マネジメントの強化
- ・ 経常経費の削減

(3) 内容

- ・ 政策的経費（概算要求査定経費）、給与関係費などを除いた経常経費を枠配分対象額とし、財政課で額を決定する。
- ・ 各部長の権限で、枠配分額の範囲内に予算要求額を収めることとし、その範囲においては、一部の例外を除いて財務部長査定は行わない。
- ・ 部全体で事務事業の見直しを再度行うことにより、その経費を他の事務事業や他の課の事務事業に配分することを可能とする。

2 枠配分の対象と対象外経費

枠配分の対象は経常経費とする。具体的には次の経費を除いた経費とする。

- (1) 政策的経費（23、24年度概算要求事項）
- (2) 24年度概算要求における事務事業の見直し対象事業
- (3) 23年9月30日開催の行財政改革推進本部会議で指定された事業
- (4) 給与関係費（正規職員、議員、委員及び嘱託職員）
- (5) 賃借料のうち土地・建物に関するもの
- (6) 補助金及び交付金
- (7) 性質が扶助費のもの
- (8) 各会計間の繰出金
- (9) 公債費及び予備費
- (10) 積立金
- (11) その他財務部長が特に認めた経費

3 枠配分額の算定方法

- (1) 枠配分額の算定は、23年度予算の経常経費を基礎とする。これには、22年度の概算要求事項で、23年度から経常経費となったものを含む。（昨年度の枠配分額には含まれていなかったもの）
- (2) 23年度の概算要求事項で、24年度には経常経費となるものについては、枠対象外

とし、一件査定する。

- (3) サンセット又は概算要求時の「事務事業見直し」等により23年度までで事業を終える（又は大きく減額になる）もの、22年度決算において特段の理由なく多額の不用額が生じたもの（流用財源となったものも不用額とみる。）については、枠配分額を減額する。
- (4) 23年度と比較して、必然的に100万円以上の減が見込まれるもの（23～24年度にリース切れ（再リース）を迎える事業、サンセットにより23～24年度中に終了する事業、隔年等で実施しているもので24年度は実施しない事業等）については、枠配分額を減額する。
- (5) 上記により算定した経常経費の総額から1%控除した額を枠配分額とする。但し、予算概算要求で「新規・レベルアップ」「改修・修繕」の案件を要求していない課もしくは要求したが採択されなかった課、または採択された案件が、周年事業、保全のみの課については減額しないこととする。
- (6) 概算要求の対象外である、事業費が100万円以上300万円未満の新規事業、隔年・周年事業、新調・更新の車両・備品、改修・修繕事業等については、枠対象外とし、一件査定する。
- (7) 予算持越し制度により、前年度からの持越しがある場合は、それを加算する。

4 特別会計

枠配分方式は、部長の裁量により予算編成を行う制度であるため、特別会計についても一般会計と合算して枠を形成する。ただし、次のものに限る。

- ・ 下水道事業会計
- ・ 国民健康保険事業会計のうち1款総務費及び8款保健事業費
- ・ 後期高齢者医療会計のうち1款総務費及び3款保健事業費
- ・ 介護保険事業会計のうち1款総務費

5 予算持越し制度

枠配分額として財政課が提示した額と、実際の予算要求額の差額について、1/2を上限として翌年度の枠配分額に加算する。（昨年度の枠配分方式で生じた持越し分は24年度の枠配分額に加算）

6 予算概算要求の査定結果「A」事業の取り扱い

予算概算要求に対する予算措置が不要と判断される事業、あるいは枠配分予算内で調整すべき事業となった当該事業については、枠配分額の範囲内で要求できることとする。但し、財政課で査定をする場合がある。

Ⅲ 予算の見積り及び要求にあたっての注意事項

予算の見積り及び要求にあたっては、この予算編成要綱に基づくとともに、国、都の動向に十分留意し、関係機関との連絡及び情報の早期収集に努め、市の財政運営に重大な影響を及ぼすことのないよう、精査して要求すること。

1 一般的留意事項

- (1) 歳入・歳出とも年間を通じ的確に把握し、過大過小の見積りとならないよう十分精査して年間予算を編成すること。年度途中の補正は、制度改正を伴うもの、災害等緊急やむを得ないもの、予算編成の段階で特に協議したもの等とし、事務的経費については原則として認めない。
- (2) 議会や監査委員の指摘事項、採択された請願・陳情、市長への手紙等については十分検討し、適切に対応すること。

2 歳入に関する事項

(1) 市税

歳入の根幹をなす市税については、その見積りが予算に大きく影響するので、社会経済情勢の変化、税制改正の動向、市民所得の状況と課税客体の的確な把握に努めるとともに、収納率の一層の向上を図ること。

(2) 使用料及び手数料

受益者負担の適正化、公平化の観点から、法令、条例等を十分認識して実績を精査して的確に見積るとともに、確実な収入を図ること。

(3) 国庫・都支出金

国、都の施策の見直しにより各種補助金の見直し、削減等が一段と厳しく実施されることが予想されるので、見積りにあたっては、制度改正や補助率・補助基準の変更、一般財源化等、国・都の動向に十分留意して計上すること。

また、超過負担の解消には引き続き、積極的に取り組むこと。新規事業については、当該事業に係る国庫・都支出金について、十分調査し、極力これらを財源とするよう努めること。

(4) 財産収入

経済情勢等を考慮し、適正な価格を計上すること。

(5) 市債

適債事業のうち確実性のあるもののみ、充当率をよく検討して見積ること。

なお、市債の見積りにあたっては、財政課と事前に協議すること。

(6) 寄附金

予算科目設定に止めること。

(7) その他の収入

その他の収入については、収入源を把握し、実績等を精査して的確に見積ること。

なお、参加者に負担を求める事業については、その負担割合を見直し、適正な負担となるよう改正すること。

3 歳出に関する事項

- (1) 財政援助出資団体等に対しては、市の厳しい財政状況について十分な理解を得るとともに、安易に市の援助に期待することなく、団体の自主的・自立的な経営改善を求め、一層の効率的経営を図るよう適切な指導監督を行うこと。

また、市の委託事業、補助事業については、内容、方法等を再度見直したうえで、市の予算編成方針に準じた積算により所要額を見積ること。

- (2) 予算の流(充)用については、監査委員の審査意見書でも、流(充)用の件数について指摘を受け、しっかりとした計画性をもって予算を執行することとされている。22年度において、予算の流(充)用により増・減のあった経費については、過去の実績、実施方法等について十分に精査した上で、予算の組替え等の見直しを行い、年度途中で流(充)用が生じないように配慮するとともに、当初予算要求に脱漏のないよう注意すること。流(充)用財源となった費目については、決算額を参考に見直すこと。また、24年度においても、扶助費、補助費等からの流用は認めない方針であるので留意すること。
- (3) 補助金等については、行政効果等総合的視点から継続的な見直しを行い、別に定める「補助金調書及び評価シート」または「補助金調書」を提出のこと。なお、補助金の増額は、政策的補助を除き原則として認めない。特に、各種団体等に対する補助金については、補助事業等の計画、収支予算等を十分に把握し、必要額を適正に見積ることとともに、運営費補助については事業費補助への転換を促すこと。また、この調書等は公表を予定しているので、該当欄の記入漏れがないよう注意すること。
- (4) 物品の購入等については、「武蔵野市グリーン購入推進指針」及び「環境に配慮した製品選択ガイド」に基づき、リサイクル・省エネの推進に努めること。
- (5) 24年度に新たに債務負担行為を設定するものについては、別途財政課に連絡すること。
- (6) 経常経費の予算要求については枠配分方式で行うため、部として枠配分額を超えての要求はしないこと。
- (7) 枠配分対象外の経費は、1件ごとの査定を行う。
- (8) 枠配分対象外としている経費については枠内に計上してはならない（本来概算要求事項となるものや概算要求の査定で認められなかったもの等）。また、使途の明確でない予備費的な予算は認めない。
- (9) 不用額が多く生じた費目については、極力不用額を減らすよう的確に見積り、計上すること。前年度予算額と同額の場合は、査定時において枠内経費を減額する場合がある。決算等審査意見書において、歳出決算における不用額の指摘がある項目（平成22年度決算等審査意見書P28）については、予算要求を行うに際し十分精査すること。
- (10) 24年度から他行あて口座振込手数料（セルフバンク利用を除く）を1件21円とするが、この費用については財政課で一括計上するため、各課での予算要求は不要とする。

なお、財政援助出資団体における他行振込手数料について、三菱東京ＵＦＪ銀行からの要望があるが、これについては各財政援助出資団体に実施の可否の判断を委ねるものとする。なお、実施する場合は、原則として現行予算内での財源ねん出によるものとし、補助金や委託料の増額は予定しない。ただし、財源が不足する特別な事由がある場合は、主管課において財政課と協議すること。

(11) 地域主権改革における事務委譲については、24年度から行われる予定であるため、該当課は予算に適切に反映させるよう対応すること。

(12) 予算概算要求の査定結果「□」の事業については、本予算要求までに内容をよく検討すること。

(13) その他、歳出にあたっての予算計上は、別紙「平成24年度 枠配分方式の予算要求の手引き」に基づき行うこと。

4 その他

(1) 提出方法

予算要求書等は、各部の企画調整担当課がとりまとめのうえ、提出すること。

(2) 提出期限

11月18日（金）までに仮提出し、財政課で点検し、必要に応じ各部と調整をする。
最終の提出期限は11月25日（金）とする。

(3) 予算査定日程等（予定）

- | | |
|-------------|---------------------|
| ① 財 務 部 査 定 | 11月25日（金）～12月14日（水） |
| ② 予 算 内 示 | 12月16日（金） |